

～市内企業の雇用の確保と地域の活性化を図ります～

# 飛騨市就職奨励金制度

## 目的

飛騨市では、市の人口増加及び定住促進により地域の活性化を図るため、地元企業就職者のうち要件を満たす方に対して、奨励金を交付します。



## 対象者条件・交付金額

常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）を除く）として採用されてから3年を経過しており、奨励金交付後も引き続き市内の同じ企業に勤務し、市内に住所を有する意思があること。（※金融業、保険業、公務員等定期的な人事異動や出向等に伴い、市外への転勤が想定される事業所は対象外となります。）

区分	資格	奨励金の額
学卒等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市内の企業に就職された方。	7万円
Uターン就職者	飛騨市での就職に至るまで、市外の事業所で12か月以上雇用されており、就職時の年齢が満45歳以下であること。	5万円

## 申込み方法

就職奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へご提出ください。

必要書類	申込期限
<ul style="list-style-type: none"><li>住民票（発行後3ヶ月以内のもの）</li><li>学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ）</li><li>雇用契約書の写し</li><li>健康保険証の写し</li><li>誓約書（様式第2号）</li></ul>	交付対象者となった日から1年以内

【例】令和4年4月1日採用の場合、採用後3年後にあたる「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」が申請期間となります。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901